

# 福山市職員措置請求補充書

平成21年8月 日

福山市監査委員 御中

請求者 林 俊明

私らが平成21年7月14日に申し立てた福山市職員措置請求（福監査第64号の6）について同請求中の「本件地下送迎場」設置の違法性不当性について次のとおり補充します。

- 1 本件地下送迎場設置はその目的機能、設置に至る経過、費用等から違法不当であることは明らかでありますし、JR福山駅南側所在の福山市所有地の位置高度の価値からすれば単に同土地に1私企業であるJR西日本利用者のための地上（平面）送迎場を設置すればよいのでもないことも極めて明らかであります。上記土地には交通ターミナルも含めた市民のための生活と憩いの空間を創設すべきことは誰の目にも明らかです。
- 2 従って、福山市長らのなそうとする本件地下送迎場設置と上記のとおり合理的ではない計画変更前の担当部局案である地上送迎場設置とを比較すべきではありませんが、本件地下送迎場設置がいかに違法なものであるかを確認するために敢えて上記同様の比較をなします。後記3のとおり本件地下送迎場設置は地方自治法第2条14項の最小費用最大公共福祉効果原則に明らかに反します。

### 3 比較

	本件地下送迎場	地上送迎場
①車両スペース		
①送迎車	7台	8台
②駐車場	13台	31台
②利便性		
①移動の労力	不便 (地下から地上へ移動で 移動距離も長い)	便 (平面移動で移動距離も短い)
③安全性快適性		
①空気	悪い	普通
②集中豪雨	水没の恐れあり	水没の恐れなし
③日光風	悪（日光風が入らない）	良
④景観	悪（不存在）	街を楽しめる
⑤体感	閉鎖感	開放感
⑥災害対応	悪い (消防車等の一定の救助車両の	良

④都市の価値に 対する貢献	<p>出入りが困難・不可能) 地下文化財を破壊するJR 福山駅のためだけの単なる 車の送迎場である</p>	<p>地下文化財を破壊しないのみならず 利用しうる他の施設、文化ゾーンと の組み合わせも可能で他の交通手段 利用者も利用可能である</p>
⑤設置費用		
①工事費	<p>巨額 (地上送迎場の数倍 ないし数十倍)</p>	相当額
②維持費	<p>換気、照明代等を要する 人件費も要する</p>	<p>左記費用は原則として 要しない</p>
③撤去費	<p>5～10億円を要すると 推測される</p>	要しない